

「別記」

覺書

東京市社會局花園町簡易箱泊所建築工事場ニ於ケル請負人植田瑠太郎對大工從業員ノ勞働爭議ハ今回深川洲崎警察署高等系ノ斡旋ニ依リ左記條件ヲ以テ圓滿解決シタルニ就テハ茲ニ覺書三通ヲ作製シ當事者双方及調停者各一道之ヲ所持スルモノトス

記

一、從業員ハ今後該建築工事ニ関シ一切無關係ナルコト

一、請負人植田ハ從業員ニ對シ左ノ金額ヲ支給スルコト

一、金六百圓也 内譯

金三百二十二圓 三階工事請負金四百六十圓ニ對スル見積七分金トシテ
金二百七十八圓 金一封トシテ(合情金)

但シ工事賃金トシテ請負人植田ヨリ從業員ニ支給シタル金五十圓ハ之ヲ絶対ニ請求セザルコト
昭和四年十二月十六日

工事請負人 植田 瑠太郎

從業員代表 上野 富用

自由勞働同盟代表 加藤 昇

調停者 射場 武四郎